

印鑑登録各種申請書 兼 印鑑登録証亡失届出書

令和××年〇〇月△△日申請

精華町長様

下記のとおり、印鑑登録に関する【新規登録・登録証亡失・登録証亡失及び登録・廃止及び登録・廃止】の申請（届出）をします。

※太枠部分を記入して下さい。

記

登録する印鑑 	登録者	住所	精華町 大字南稻八妻小字北尻 70番地 電話番号 0774(94)2004
	フリガナ 氏名	セイカ チョウコ 精華 町子	男 女
		昭和42年 3月12日生	

申請人	<input type="checkbox"/> 本人	代理人住所	<input checked="" type="checkbox"/> 登録者に同じ
	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人	代理人氏名	精華 太郎

(注) 代理人の場合は、委任の旨を証する書面も添付してください。

右番号の(新)印鑑登録証は、確かに受領しました。

受領者	令和 年 月 日

(新) 登録番号	
旧登録番号	

〔ご注意〕

【旧印鑑登録証：回収・未回収】

- ・15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、登録することができません。
- ・15歳以上の未成年者又は被保佐人が登録する場合は、その者の法定代理人又は保佐人の同意書が必要です。
- ・登録証(ただし、新規登録、登録証亡失の場合は除く。)と新しく登録する印鑑を添えて、原則として登録者本人が自ら申請してください。疾病その他やむを得ない理由により代理人が申請する場合は、登録者本人の委任の旨を証する書面(代理人選任届又は委任状)が必要です。
- ・本人が自ら申請する場合、官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類等(マイナンバーカード・免許証・パスポート・在留カード等)又は保証書を持参した時には即日登録ができます。
- ・代理人による申請の場合、又は本人の申請であっても官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類等で本人確認ができない場合は、郵送により登録者に照会書を発送しますので、申請日から1か月以内に回答書を持参することにより登録ができます。
- ・ゴム印等印鑑の種類や印影によって、登録できない場合がありますのでご注意ください。
- ・詳しいことは、係員におたずねください。

事務処理欄		※①	※②	添付書類	受付・確認	処理	交付
即日・照会 (照会No. )	本人	マ・免・パ・在・他 ( )	保・他 ( )	同意書・他 ( )			
	代理人	マ・免・パ・在・他 ( )	保・他 ( )	代理人選任届・他 ( )			
回答	本人	マ・免・パ・在・他 ( )	保・他 ( )	回答書・他 ( )			
	代理人	マ・免・パ・在・他 ( )	保・他 ( )	回答書・代理人選任届・他 ( )			

※①写真付き本人確認書類 (マイナンバーカード、免許証、パスポート、在留カード等)

※②写真なし本人確認書類 (保険証等)

保証書				上記は本人の申請であることを保証します。	確認
保証人	住所			登録印	
	氏名				
	生年月日	年 月 日	登録番号		

(注) 保証書は、登録者本人が来庁される場合のみに利用でき、保証人は精華町で印鑑登録のある方に限ります。